

令和元年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時 令和元年5月16日（木） 13時30分から14時35分まで

2 場 所 浜田市役所 4階講堂A B C

3 浜田市国民健康保険運営協議会委員

(1) 出席者

14名

(2) 欠席者

7名

4 事務局

〔市民生活部〕

市民生活部長

保険年金課長

〔市民生活部保険年金課〕

国保係長、賦課給付係長

〔財務部税務課〕

税務課長

〔健康福祉部健康医療対策課〕

健康づくり係長、地域医療対策係長

〔支所市民福祉課〕

旭市民福祉課長、弥栄市民福祉課長、
三隅市民福祉課市民窓口係長

5 議題

(1) 協議事項

諮問第1号 令和元年度浜田市国民健康保険料率について

(2) 報告事項

報告第1号 平成30年度浜田市国民健康保険特別会計決算（見込）について

報告第2号 保健事業に関する報告について

6 会議録

事務局

失礼いたします。ご案内しております時間になりましたので、ただ今から、令和元年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。

なお、4月から課の名称が「医療保険課」から「保険年金課」と変わっています。どうぞよろしくお願いします。

それでは、最初に資料確認をさせていただきます。事前に議案を送付させていただきました。また、本日お手元に「参考資料1」、「参考資料2」、「平成30年度生活習慣病対策のまとめ」、「浜田健康チャレンジのパンフレット」をお配りしております。

皆様お手元にありますでしょうか。

そういたしますと議案のほうをご覧ください。

続きまして、今日の委員様方の出席状況について報告させていただきます。

7名の委員さんが欠席です。

続きまして、次第に添いまして進めさせていただきます。会の成立宣言でございますが、出席者が14名であり、浜田市国民健康保険条例施行規則第5条にあります過半数以上の出席がございますので、本日の会議が成立しておりますことをはじめにご報告いたします。

2番目の市長挨拶でございますが、本日市長は公務のため、市民生活部長が、代わってご挨拶いたします。

事務局

失礼します。

市長が他の公務で出かけておりますので、私が挨拶を代読させていただきます。

【令和元年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会市長挨拶】

令和元年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

浜田市国民健康保険運営協議会の委員の皆さんにおかれましては、平素から当市の国民健康保険事業の運営に対しまして、格別のご支援とご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、平成29年11月からの2年間の委嘱期間において、今回が任期最後の協議会となります。これまで貴重なご意見、ご指導を賜りましたことに、まずもって厚くお礼を申し上げます。

さて、平成30年度から「国民健康保険の都道府県単位化」が実施されてから早1年となります。新制度開始にあたっては、被保険者証の更新時期変更や高額療養費の制度改正など、被保険者にも改正の影響がありましたが、皆様のご理解、ご協力もあり、混乱なく医療保険サービスの提供ができていると考えています。引き続き安定的な事業運営を進めてまいります。

本日は、島根県から通知された「国保事業費納付金」を納めるために必要な国民健康保険料率について諮問させていただき、委員の皆さんのご意見を伺います。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明申し上げますので、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。

令和元年5月16日

よろしくお願い申し上げます。

事務局

はい、ありがとうございます。申し遅れましたが、今月から浜田市はクールビズとなっておりますので、本日は、ノーネクタイとさせていただきます。続きまして、3 番目の会長挨拶です。会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長

本日は、令和元年度第 1 回の運営協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど進行役から、クールビズの案内がありましたので、ネクタイを着けていらっしゃる方は取っていただいて結構です。

今回の議題は、今年度の国民健康保険料率と、決算等事業報告についてでございます。

平素から、この協議会で各種のご意見をいただきながら、運営させていただいておりますが、国民健康保険料は市民生活を直撃する非常に大きな課題といえます。

効率的に進められるように各委員の皆様方の積極的なご意見を頂戴できればということをお願いし、最初の挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

それでは、4 番目、市長諮問でございます。議案 3 ページをご覧ください。

【諮問書】

浜田市国民健康保険運営協議会 会長 様

浜田市長 久保田 章市

国民健康保険法第 11 条に基づき、令和元年度浜田市国民健康保険料率について諮問いたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

そうしますと、5 番目の、議事録署名委員の指名でございますけれど、ここからの進行につきましては、会長様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、これより私の方で進めさせていただきます。

早速、議事録署名委員の指名を行います。

恒例に従いまして、私の方から指名をさせていただきます。

公益代表から、 委員。被保険者代表から、 委員。

お二人にお願いしますのでよろしくお願いいたします。

続いて、協議事項に入らせていただきます。

ただいま諮問を受けました案件であります、諮問第 1 号、令和元年度浜田市国民健康保険

料率についてという案件を議題にします。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、失礼ではありますが、座って説明をさせていただきます。

議案の 4 ページをご覧ください。

令和元年度浜田市国民健康保険料率案についてであります。

○の 1 つ目、医療分及び支援金分の保険料率についてです。

5 ページの (1) と併せてご覧ください。

医療分及び支援金分について、議案にありますように、応能割である所得割、応益割である被保険者均等割及び世帯別平等割をそれぞれ平成 30 年度とは変更しておりますが、医療分と支援金分の合計は「所得割」を前年と同率の 11.93%とし、「被保険者均等割」も、前年と同額の 35,400 円、「世帯別平等割」も、前年と同額の 24,600 円とする案でございます。

2 つ目の○は、介護分です。

5 ページの (2) と併せてご覧ください。

介護分については、40 歳以上 64 歳までの、2 号被保険者の方に賦課されるものです。

応能割である所得割を 1.98%から 2.66%へ 0.68 ポイント引き上げ、応益割である被保険者均等割を 8,000 円から 9,900 円へ 1,900 円引き上げ、世帯別平等割を 3,600 円から 5,000 円へ 1,200 円引き上げを実施する案でございます。

医療分の賦課限度額は、3 万円引き上げの 61 万円となります。

3 つ目の○は、国民健康保険法施行令の改正に伴う条例改正についてです。

低所得者に対する保険料軽減措置の対象の拡大をするもので、被保険者均等割額及び世帯平等割の軽減基準が一部拡大されます。

令和元年度浜田市における軽減世帯について、4 月下旬の加入状況で集計したところ、7 割軽減世帯 32.91%、5 割軽減世帯 19.03%、2 割軽減世帯 12.06%、全体の 64.00%が軽減該当世帯となる見込みです。平成 30 年度については全体で 63.09%が軽減対象世帯でございましたので、若干対象世帯が拡大する見込みとなっています。

この軽減された保険料については、国県市において公費で補填されるものです。

医療分につきましては、平成 29 年度までは浜田市の保険給付費及びそれに伴う公費などを推計して不足分を、また支援金分は後期高齢者支援金決定額に、また介護分は介護納付金決定額から保険料を算出する方法でしたが、平成 30 年度からは、島根県が決定する「国保事業費納付金」を納めるために必要となる保険料を算出する方法に変わっています。

本日お配りしています「参考資料 1」をご覧ください。今年 2 月に開催しました運営協議会でも説明いたしましたが、医療分、支援金分、介護分それぞれについて、国保事業費納付金に、保健事業などの経費を加算し、そこから浜田市に直接入る見込みの公費を除いた額が保険料として収納する必要な額であるということを図と表で表したものです。併せてご確認ください。

8 ページ、9 ページに国民健康保険料の賦課基準について載せております。

国民健康保険法施行令等及び浜田市国民健康保険条例における割合についてそれぞれ基準を定めております。

応能割である所得割と応益割である被保険者均等割及び世帯平等割を応能割：応益割の 50：50 の按分を図り、応益割の被保険者均等割及び世帯平等割についても 35：15 の按分を

図っております。

提案した料率にて試算を行ったところ、約 1 億 2,000 万円の不足が生じるため、本来ならばさらに保険料率の引き上げが必要となります。

浜田市は一人当たりの医療費が高く、近年においても県内 19 市町村のうち高い方から数えて 3 番目、あるいは 4 番目といった状況が続いています。一方で、平成 28 年度及び 29 年度における決算剰余金が多額であったため、近年は財政調整基金の取崩しを行わず、平成 30 年度末の基金残高は約 5 億 4,900 万円となる見通しです。

今年度においては、被保険者の減少や医療費の上昇等、国保運営は引き続き厳しい状況が想定されますが、基金残高が確保できる見込みであること、消費税増税や公共料金の引上げ等の現状、また国において実施されている低所得者への保険料負担軽減や上昇抑制を目的とした財政支援が継続することなどを勘案し、令和元年度の国民健康保険料率につきましては、国保財政調整基金から医療分へ充当を 1 億 2,000 万円とする方針で算定し、医療分＋支援金分の料率を維持することを提案します。

続きまして、5 ページ下段をご覧ください。

令和元年度国民健康保険料率案によります保険料算定をした結果、基金の取崩しがどのような内容かという内容を記載しております。

1 番左のところ A 欄でございますが、当初予算保険料額を記載しております。それぞれ、医療分、支援金分、介護分と記載しております。

2 番目の B 欄が、低所得世帯に対する保険料軽減とその軽減額及び軽減世帯に対する財政支援措置など、最新の状況を取り込んで必要となる保険料額を算出したものです。

令和元年度の料率案で賦課総額 C 欄、医療分で **6 億 5,260 万 8,357 円**、支援金分で **2 億 988 万 884 円**、介護分で **6,299 万 3,165 円**という数値が積算されました。

取崩し見込額であります。D 欄をご覧いただきたいと思います。賦課総額 C 欄から必要保険料額 B 欄を引いたものが D 欄であり、医療分で 1 億 1,725 万 5,741 円の不足となるため、取崩し見込額を 1 億 2,000 万円とするものでございます。

6 ページですが、それぞれの年度における国民健康保険財政調整基金の積立額と取崩額の記載をさせていただいておりますので、ご一読いただきたいと思います。なお、平成 30 年度、令和元年度は見込みでございます。

また、7 ページにつきましては、6 ページの内容による残高をグラフ化したものです。

続きまして、8 ページをご覧ください。

国民健康保険料の賦課基準についてであり、概要を記載しておりますので、ご一読ください。9 ページも同様でございます。

続きまして、10 ページをご覧ください。

10 ページの内容であります。これは浜田市・益田市・安来市は、令和元年度保険料率・税率で、その他の市は平成 30 年度の料率について、県内 8 市の状況を記載しております。

10 ページ中段以降でありますけれども、この料率で、モデル世帯試算比較によります 1 世帯当たりの保険料額として積算をした内容であります。

平成 30 年度あるいは令和元年度の保険料・税率による積算といたしまして、モデル世帯を夫婦 2 人の世帯と仮定しまして、それぞれの年齢、所得額を 136 万円、固定資産税額を 5 万円、基礎控除額 33 万円、介護第 2 号被保険者 2 人等を設定し、8 市の状況、同一条件で積算した場合の保険料額を記載しました。

表中、中段の色の濃いところがございますが、医療分、支援金、介護分の保険料額の合算を記載しております。その次であります、ランクとしまして、高い保険料額の市町村からの順番、最大額からの差額、また、最小額からの差額を記載しております。

一番下の表は、試算比較によります状況ですが、医療分では最高保険料額は出雲市、最低保険料額は松江市、支援金分につきましては、最高保険料額は松江市、最低保険料額は出雲市、介護分につきましては、最高保険料額は松江市、最低保険料額は雲南市となります。

全体額でみますと、最高保険料額は益田市で 27 万 2,800 円、最低保険料額は江津市 25 万 1,700 円となっています。

県内 8 市の令和元年度保険料の状況につきまして、医療分と支援金の合計額で言いますと、据置き決定及び予定が 6 市、引上げ決定が 2 市となっております。浜田市の保険料については、モデル世帯では 2 番目に高い保険料額となる見込みです。

続きまして、別冊の参考資料 2 をご覧ください。

被保険者の推移、保険料の推移など掲載しております。

また、7 ページ以降に平成 30 年度の保険給付の状況を掲載しておりますのでご覧ください。

以上、諮問第 1 号といたしまして、令和元年度浜田市国民健康保険料率の諮問について説明をさせていただきました。

よろしく願いいたします。

会長

はい。諮問を受けました第 1 号令和元年度の保険料率について、ただ今、説明がありました。基本的には昨年度の保険料率等を据え置きという話でございます。

質疑のある方どうぞ。

委員

私は少し認識不足ですが、議会だよりを見ておりますと、市内の自営業者の方は 3 万円アップになる。保険料が 96 万円になると書いてありました。一般モデルが 27 万。こういう仕組みになるのは自営業者だからと言われればそれまでですが、そのしくみを教えていただけませんか。

それと併せて同じように保険料の上昇を抑えるという事も前から当然言われてきました。予算の中の保健事業のところではほとんど変わっていないではないかと書いてありました。もっともだと改めてみたところでは、それはそうと特に何も考えていないのか、新たにもっと効果な事を考えているのか教えていただきたいと思えます。

事務局

初めにご質問いただいた保険料額が 96 万円に上がるのではないかという話ですが 96 万円というのは、基礎賦課額から介護額を足したものの合計でございます。参考資料 2 の

5 ページをご覧くださいと思います。こちらの各医療分、支援金分、介護分の賦課限度額分の推移を載せさせていただきました。今年度医療分の限度額が 3 万円引き上げられ、全ての合計において 96 万円となっております。ただ 96 万円というのは賦課限度額でございますので、ここまで達する方は、所得の高い方になります。先ほどのモデルケースで説明させていただいたように所得 136 万円のモデルケースの場合ですと浜田市においては、27 万円夫婦 2 人での保険料額の計算結果とさせていただきました通り、96 万円全ての方が 3 万円アップで 96 万円になるという訳ではないことをご承知いただければと思っております。

事務局

2 番目の質問であります医療費が適正化に向けて、平成 30 年度からは国保の中で糖尿病予防対策事業を取り組むということで、若干保健事業を増やして、今は 28 年度以降、全市まとまって本庁と各支所とで連携しながら健康医療対策課と連携して取り組んでいます。市内の各医療機関とも連携して取り組みを行っています。国保事業でやっているのが今の事業です。先ほど 1 枚紙を配られましたように、市全体でも健康ポイント「はまチャレ」で頑張るということでやっています。なかなか目に見えて来年ぐんと医療費が下がるという事は難しいかなと思いますが、そういう事に取り組んでいけば、上がる下がるところではなく医療費の適正化に向けて浜田市が取り組んでいるということは、県内の中でも効果または関心を持たれているところです。

委員

協会健保でございます。日頃からお世話になっております。
まず、賛成という意思表示をさせていただいたうえで、1 つだけご質問という事でお願いいたします。議案の 15 ページでございますけど、下の表の中に県の支出金とありまして、下の表の保険給付費等交付金の中の特別交付金、さらに保険者努力支援制度交付金が平成 30 年度 1,500 万円の数字があがっております。保険者努力支援制度交付金については、いわゆる努力の成果っていうのが数字になっていると思いますが、これは各市町村で違いますか？ですよ。となると浜田市さんは、位置付けとかどの辺かなというのを 1 つだけ質問ですね。順位があると思いますが。

事務局

具体的な順位というところまでは、はっきり把握しておりませんが、県内 8 市の中ではちょうど真ん中ぐらいのところでございます。ですので、もう少し県内トップを目指して、努力すべきところはあるかと思います。評価ポイントは全国统一ポイントでして、そのポイントをどれだけ取って行くかということになってきます。糖尿病の対策事業ですとか、国保事業の運営ですとか特定健診受診率等について、特に保険事業に積極的に取り組んだところがより評価されるということになっていまして、ここについてはもう少し努力すれば点数が上がって交付金がいただけるというような予知ができています。国の方もそういった取組みに対して配点を増やすということになってきています。もうちょっと上を目指していきたいと考えております。

委員

ありがとうございました。

会長

その他、ございますか。
ご質疑、ご意見ございましょうか。

会長

はい。無いようでありますので、賛否についてお謀りしたいと思います。

令和元年度の国民健康保険料率の提案の趣旨は、医療と支援金分の合計において所得割及び応益割とも平成 30 年度と同率・同額とし、介護分において所得割 0.68 ポイントの引き上げで 2.66%に、均等割 1,900 円引き上げで 9,900 円に、平等割 1,200 円引き上げで 5,000 円に、という提案でございます。

いかがでしょうか。原案どおり、受け入れるということによろしいでしょうか。

各委員

「はい」の声

会長

それでは、本日諮問を受けました案件であります令和元年度浜田市国民健康保険料率につきましては、提案どおり承認するという事で、答申させていただきます。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

報告第 1 号、平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計決算見込についてです。

では、事務局の説明をお願いします。

事務局

報告第 1 号の方に入らせていただきます。議案の 13 ページをご覧ください。

平成 30 年度浜田市国民健康保険特別会計事業勘定決算見込についてです。13 ページは総括表となっております。丸で番号をつけています項目については、14 ページ以降の金額と対応させています。

歳入決算見込み 68 億 4,339 万 5,346 円、歳出決算見込み 68 億 362 万 7,361 円、歳入歳出差引額 3,976 万 7,985 円を繰越としております。

それでは、14 ページから説明をさせていただきます。まずは概要になります。

歳入における保険料については、引き上げを実施した平成 26 年度の額に据え置きを行いました。

歳出における保険給付費については、一般被保険者分は微増、退職被保険者分は減となっております。

まずは歳入です。

国民健康保険料は、前年度と比較して 6,125 万 3,187 円の減額となりました。

なお、収納率は、現年分で一般被保険者 95.89%、退職被保険者 93.96%、全体で 95.88%、滞納繰越分は 17.79%、全体合計は、87.17%となり前年度 89.05%よりダウンしております。

詳細につきましては、14・15 ページの表をご覧いただきたいと思います。

なお、保険料の調定額・収納額については、出納閉鎖期間まで変更がありますので、4 月末現在の数値であることを申し添えます。

続きまして、15 ページの県支出金です。

県支出金は前年度と比較して 47 億 5,430 万 4,923 円の増額となりました。

この大幅な増額は、平成 30 年度からの国保都道府県単位化に伴い、国の補助金・交付金が

なくなった代わりに、島根県の国保特別会計が新たに創設され、そこから保険給付費、その他市町村の特別事情に係る公費が市町村に入るといった形になったことによるものです。詳細につきましては表を掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

続きまして、16 ページの繰入金です。

繰入金は、前年度と比較して 620 万 7,277 円の増額となりました。

一般会計繰入金と国民健康保険財政調整基金の繰入につきまして、それぞれ内訳を掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

繰越金でございますが、平成 29 年度決算剰余金であり、2 億 6,566 万 4,389 円となっております。

続きまして、歳出です。

保険給付費全体としては前年度と比較して 6,322 万 6,905 円の減額となりました。

一般被保険者は微増ですが、被保険者数の減少を考えると 1 人あたりの医療費が増加しています。退職被保険者等については 65 歳の到達で一般被保険者に移行される方が多く、大幅な減額に繋がっています。

保険給付費の状況については参考資料 2 に掲載しています。

続いて保健事業です。こちらについては、特定健康診査等事業費と保健事業費として区分をしております。まず、特定健康診査等事業費です。

特定健康診査・特定保健指導について、前年度と比較して、750 万 117 円の減額となりました。

続きまして、保健事業費ですが、人間ドック・脳ドック等の検査費用の助成、医療の適正化を目的とした医療費通知や後発医薬品使用差額通知の実施等により、2,137 万 348 円を支出し、前年度と比較して、60 万 2,188 円の増額となりました。

続きまして、基金積立金です。国民健康保険財政調整基金への積立ですが、平成 29 年度決算剰余金については、浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 1 号の規定にもとづくものといたしまして 2 億 6,566 万 4,389 円の 1/2 以上である 1 億 6,104 万 4,000 円を積立て、また、運用利子については全額を浜田市国民健康保険財政調整基金条例第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づきまして 44 万 7,186 円を積立てました。

続きまして、諸支出金でございますが、平成 29 年度国民健康保険事業の精算における返還金等としての支出 7,618 万 1,625 円、国民健康保険直診勘定へ運営補助 5,957 万 8,497 円とへき地診療所に係る特別調整交付金 2,906 万 3,000 円の、併せて 1 億 6,482 万 3,122 円の繰出を含むものでございます。

18 ページに歳入歳出それぞれの決算見込みのグラフを載せております。

事務局

続きまして、平成 30 年度の直営診療施設勘定の決算見込について説明します。

議案の 19 ページをご覧ください。予算現額 2 億 6,424 万 7,000 円に対して決算見込額 2 億 5,117 万 363 円、1,257 万 6,637 円の減となる見込みです。また、対前年度との比較としましては、1,198 万 42 円の増となる見込みです。

平成 30 年度は、前年度と比較して歳入の診療収入が減少した事に伴い、歳出の医療費が減少している一方、人件費の増加により歳入の繰入金と歳出の総務費が増となっております。診療所の運営にあたっては、無駄を省いた効率的な運営に努めることはもちろんですが、今後も定期的な診療所長会議や看護師会の開催を中心としまして、安全・安心で充実した医療の確保に努めてまいりたいと考えております。また、次の 20 ページには歳入・歳出予算の割合をグラフに表しております。こちらを参考にご覧ください。以上でございます。

事務局

参考資料 2 において、平成 29 年度 1 人当たり医療費の状況や平成 29 年度・30 年度の保険給付費の比較などを掲載していますので、参考としてご覧ください。

以上でございます。よろしくお願いします。

会長

平成 30 年度の事業勘定と直診勘定の決算見込の説明がございました。

ご質問、ご意見があればよろしくお願いします。

なお、発言の際にはマイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

はい、どうぞ。

委員

滞納といたしますか、徴収について伺います。

前年度より 1.88%、約 2%のダウンがあるという事。これについては日々努力されていると思います。特別徴収ではなく普通徴収の方でこういった何か原因があるかと考えられますが、この原因について何かありますか。

事務局

この収納率が下がったことの原因について、昨年度においてはまず、職員の欠員が生じたため嘱託職員を雇用しましたが、その時に情報漏洩事故が起こり、その後より慎重な対応を行った結果収納率がかなり下がった事があったのではないかと思います。その状況に鑑み、現年度の収納対策に注力しました。過年度については、これまでの経過により、交渉をして時間を使っても収納が困難な部分が多いので、現年度に集中した結果このようになったところです。単純に収入未済額を昨年度と較べますと 350 万程度の減少となっておりますので、数字的には結構下がっているように見られますけども、金額としては大きな影響はなかったのではないかと考えているところです。今年については、例えば職員に電話架電の強化や収納金額の目標を定め国民健康保険料だけではなく市の歳入全般にそのような対応をとっていくところです。

委員

わかりました。徴収は非常に大変だというように思います。しかしながら市民の方から言いますと公平公正なものですので、払わないで得をしたという形がないようにひとつお願いしたいと思います。

委員

質問ではございません。健康診査等の費用が余っていると人間ドックの費用は若干足りないということですが、例えば保健事業を受けたという方は、対象の医療を受ける際、若干安くなるとか、逆に受けなかった人は初診料を高くするとか、判りやすいような方法というのはとれないのでしょうか。身近に感じるのが、健康診断を受けとかなないといけないとか意識を高めるような、もっと判りやすい方法を取れないのでしょうか。

事務局

医療制度の中で初診料を安くするとかそういう事は難しいというか、今のところそういう

制度は無いので出来ません。先ほども言いましたが、浜田市全体「はまチャレ」をされたので、色々な制度を利用されるところがあったり、特定健診を去年からまた浜田市は、無料化していますので、皆さん受診していただいて早期発見・早期治療に努めていただきたいという事を皆さんに周知徹底していくという方法を今、浜田市はっております。

委員

これは私もやっているのですが、積極的にやる人はあまり医療費かかりませんわね。

事務局

そうですね。

委員

かかる人は、今のように無関心な人が多いわけですから、そういう人がその健診を受けることによって自分は得をするというような判りやすい政策がないと、進んで健診を受ける人は皆健康ですから。

事務局

特定健診を積極的に受けて健康になるっていうのが、得するっていう事じゃないかな。というところから、浜田市は1回も受けたことのない人に対しては電話だったり訪問だったりという事で、こういうものがあります。という周知していく方法を今、地道にとっているところです。なかなか特典となると現状は難しいというところです。

委員

上がり続ける状況にあるわけですから、もうちょっと思いきった政策がないと。おさまりませんよね。

事務局

今後の検討で…。

会長

よろしいでしょうか。
他にございませんか。

委員

特定健診の受診者が減っているという状況について教えてください。

事務局

受診者数は、被保険者が減ってきますので、当然受診者数、受けないといけないという人数は減ってきます。若干、受診率も去年と同じぐらいまでいけばいいかなという状況です。なので、がくっと受診者の率が減っているのではなく受診者は減っている。

委員

特定健診を受けた後、保健指導というのをやっておられますね。今、島根の国保の最後の15ページの保健指導終了率があるのですが、浜田市が松江より極端に悪い。この辺の状況と

というのはどうでしょうか。

事務局

数字だけはこちら保険年金課から報告させていただきます。

受診率は良く県内 8 市の中では 1 番で、今年も 1 番か 2 番かというところです。そこから先の動機づけとか保健指導とかがなかなか浜田市の方はそこまでいかない。保健師の方たちも指導に回っているところです。

受診は今、だいぶ受診率が上がってきています。その後もうちょっと頑張らないとせっかく受けたのにそのまま放っておくというのはいけないので、市内の医療機関とも連携して指導していかないといけないと思います。

委員

ここが 1 番大事なところ。ここが済んでいかないと医療費が下がっていかないと思いますので、しっかりお願いいたします。それと人間ドックの方ですが、増額になっているのは、人数が増えたのですか。それとも金額が高くなったのですか。

事務局

募集人員は変わってないが、前年は募集より受診者が少なくて、今年ちょっと 30 年度はそれより増えたので、予算上は増えた形になっています。予算の受診の応募数は変わっていないが、受診する人がちょっと若干減りつつあります。

会長

よろしいでしょうか。

委員

先般申し込みがありましたが、倍率は大体どれぐらいですか。

事務局

脳ドックも応募した受診者数にいきませんでした。

今回人間ドックが月曜日に締め切りでしたが、これも定員に達しませんでした。これも被保険者が減っているというところからギリギリかなというところだったんですが、前は倍率で抽選とかあったんですが、今は応募者数が減っておりまして、今回脳ドックは「過去 3 年受診があれば今年度は受けられない」という制限を撤廃したのですが、それでも応募者数が定員にいなかったという状況です。

委員

自己負担額は。

事務局

8,000 円です。

委員

そののここを下げるのもっと増えるのでは。

事務局

国民健康保険料の中でやる事業になりますので、なかなかその兼ね合いが難しくてこの8,000円も以前、徐々に上げていって今、8,000円。10,000円っていうかたちになっています。

会長

その辺のところから予算を付ければいいのかでは。

事務局

市全体で脳ドック・人間ドックを。それはまた予算要求していきます。

会長

他にございませんか。

関連がございますので、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第2号、保健事業に関する報告についてです。説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。保健事業のことについて少し説明をさせていただきたいと思います。平成30年度浜田市生活習慣病対策のまとめということで、冊子を毎年作らせていただいておりますので、またご覧いただけたらと思います。

浜田市は国民健康保険と一緒に保健事業として、特定健診を受けられた方から、検査値から治療域でもありながら全然病院に掛かってない方は、ハイリスクと言っていたのですが、その方をぜひ病院にきちんと掛かって、適正医療に繋げていただきたい取り組みも、ずっと長年やらせていただいております。そこは比較的徐々に病院に掛かっていただいております、少しずつ成果が出てきているのかなというところはあるのですが、一方で糖尿病から重症化になって透析になったとか、失明になったとかで医療費がかなり掛かってしまうということがありますので、糖尿病性腎症重症化の予防対策という事で、平成30年度から市内の医療機関に協力をしてもらって取り組みを始めています。

今年度はいろんな多くの医療機関と協力していただいて取り組みを進めて参りたいと思っています。重症化予防の取り組みについても引き続き行っていききたいと思っています。健康増進計画を設定した時に、一方の重症化のところの死亡率というところについては、少しずつ下がってきているところがありますが、発症とか病気に掛かっている、いわゆる医療費が高いのはそういう事だと思いますが、そういう方々がなかなか少なくなる原因としては、生活習慣のところが改善出来ていないというところがあるのではないかとこのところ、今回の計画の評価として出てきました。その中で今回「はまだ健康チャレンジ」というところで、市民が健康づくりに取り組んでいただく仕組みという事で、運動とやはり1人1人が何も道具も要らずに出来る「歩行」を中心にやっていただくのと、あとは食事・社会参加の3つが出来れば健康意識が高まると考え、この3本柱でこの「はまチャレ」を奨めているところなんです。

5月から始まっておりますので、是非多くの方にこの取り組みを奨めていただいて、良い生活習慣の実践をしていただいて適正医療、それで病気が少しでも予防できればと思うところで、医療の適正化につながっていい取り組みで奨めておりますので、是非多くの方々にやっていただきたい。今日おられる委員の皆様もやっていただいているという声も聞きました。されていない方はまた取り組んでいただければ嬉しいかなと思っています。

こういうところで健康づくりの取り組みも行っているので、今後ともご協力をお願いします。あと特定保健指導について、今回も28年度の特定保健指導については28%、29年度には12%に下がったりと、前年度が良かったら次の年度が少し悪くなるという凸凹のラインが続いています。こちらの方も多くの方に出来るだけ受けていただきたいということで、声掛けしていきます。これについては医療機関の協力もやはり不可欠かなと思っておりますので、医療機関の先生方にもご協力をいただきたいと思います。

会長

それでは、報告第2号 保健事業に関する報告について説明がありました。引き続きご質問・ご意見を受けたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

委員

失礼します。

「はまチャレ」はとても良い取り組みだなと思い期待しています。今日は、各支所の課長さんが見えてますので、各支所でどのような取り組みの展開をしているのか伺いできたらと思います。地域の方々にどういうふうな伝達方法とか、どのように取り組みを奨めるような仕組み作りをしているのか伺います。

事務局

旭支所につきましては、各行政区、自治会、いろんな高齢者の集いの場等で、全てこのような事業の紹介をさせていただいたり、出前講座として保健師が地域に出向き、各事業所の方へも直接訪問をさせていただいて、1事業所が実際健診会場の方へも行って健康教室としてこのような事業のPRをしております。あとは公民館中心に、はまチャレがホームページ等でも用紙が取れるのですが、実際旭では紙ベースで書かれる方がほとんどですので公民館等で用紙等の配布。

今後3ヶ月後に募集、応募もしてもらうのですが、それも回収を含め公民館等でさせていただきます。1年間通じて随時普及・啓発の方はしておこうと思っています。

事務局

弥栄においても全く同じようになるのですが、年度当初という事でいろんな団体機関の年度初めの総会といいますかそういうシーズンです。行政連絡委員会、地域協議会とか各集落の高齢者の会とかサロン活動。事あるごとに皆さんが集まる機会に出かけて保健師等がこういうのが出来たからという事でPRし、「活用してください。」という事で努力をしているところです。

事務局

三隅支所も他の支所と同じく、いろんな活動の場に出向いて啓発したり、事業所の方を回ったり、あとリハビリテーションカレッジ島根等にも出向いてこのチラシを渡して協力していただいたりしております。

事務局

金城も同じように取り組みをしていると伺っております。

本庁の方につきましては、ホームページ、ケーブルテレビ等で周知をしてもらったり、あとスマイル&ハート（浜田医療センター情報紙）とか。市長からも「はまチャレ」についてのPRもしていただくなど、出来るだけ多くのところで周知をしているところです。

委員

ありがとうございました。

特に認知症予防のところにも非常に関係してくるので、この取り組みは期待するところですので、地域の機運作りをぜひ、私たちもしたいと思います。行政の方もリーダーシップを充分していただいて期待しております。

よろしくお願いいたします。

会長

その他ございますでしょうか。

だいぶんご意見も頂戴いたしました。

そのほか事務局の方から連絡事項等があればお願いします。

事務局

事務局からです。先程、委員から質問事項といたしまして、事前に新聞報道や週刊誌掲載の「外国人の医療保険」について、浜田市の国保、もしくは島根県についてはどうだろうかという質問を受けております。それについて、資料はございませんが口頭で回答させていただきます。

外国人の海外療養費につきましては、大きく平成24年7月に住民基本台帳法の制度が変わり、3ヶ月以上いる外国人の方は全員住民基本台帳を作成する事になり、作成すると国保に加入する制度になりました。それまでは1年以上滞在の方が国保に加入するという制度でしたが、この改正で国保に加入する外国人の方が増えました。浜田市も当然制度に則って手続きはしておりますので、外国人の方が日本で国内医療を受けるためには、国民健康保険を持っていれば普通に受診できます。今回は海外療養費という事で、浜田市国保が海外で療養したときの件数をお知らせしたいと思います。

平成25年が5件。これは国保加入の日本人が海外旅行に行かれて怪我とか歯痛とかに受診されたときに請求があったものです。

26年度は1件もなく、27年度は2件。こちらも日本人の方で、金額も少ないので腹痛とかそういうものだったかもしれません。28年度は、大学生の留学生が海外旅行に行った時、怪我をされてこれがちょっと大きく1件出ております。29年度は1件もありませんでした。

心配されているのが、テレビなどでも報道されたような、外国の方が違法に医療保険を使い、3ヶ月だけ日本にいて帰国するという、浜田市の国保の医療費適正化にすごく負担を掛けるような方は、今のところ浜田市にはおられません。浜田市の国保資格として、住民基本台帳3ヶ月といっても、住民票を置いたまま海外へ行ったりする場合もあり、それを取り締まる方法が今のところ住基法上の中にはありません。浜田市の国保でパスポートを確認し、浜田市に住民票があつて国保に入っても、1年以上浜田市にいたことがない、日本にいない人、外国に行ったままの人とかは、浜田市の海外療養費は払わない制度になっています。よって新聞報道にあるようなことは浜田市ではありません。

今回、新聞報道に大きく載っていますのが、社会保険。日本に来た外国の方で会社勤めをされている方の「社会保険の扶養制度」があり、外国にいて収入が少なければ扶養に入れ、その扶養を大人数とる。そういう方が、海外で受診される場合もありますが、日本に来てい

い治療を受けまた帰るというその医療費が大きくなるので、2020 年施行の健康保険法では、日本に在住する人しか扶養には取れない制度にする、と今回新聞報道されたということです。

浜田市の国保で海外療養費につきましては、新聞報道にあるような、違法に海外療養費を受給する方は今のところいません。歯止めをかける制度となっているという事を報告させていただきます。

ここから事務連絡です。まず 1 点目、委員さん方の任期についてでございます。

今任期が今年の 10 月 31 日までとなっております、おそらく今日の会議が今任期の最後の会議となろうかと思ひます、そういったことで、一言お礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

また、皆様方には、この 2 年間、いろいろ数多くの貴重なご意見をいただきまして、スムーズな協議会運営ができましたことを心よりお礼申し上げます。

国保につきましては、新制度による運営も支障なく行っていますが、引き続き厳しい状況が予想されますが、今後ともよろしくお願ひします。

新委員さんにつきましては、平成 29 年度運営協議会でも説明しましたが、定数が 21 名から 17 名になります。任期については 2 年から 3 年になります。

また 2 点目につきまして、次回第 2 回の運営協議会を、まだ予定の段階ですが、令和 2 年 2 月 13 日（木）を予定しております。

会長

その他について説明ありました。

何か質問はございませんか。

委員

先程話が合った外国人の扶養の件ですが、何らかの文書が出されていますか。

事務局

それは健康保険法の方でされるので、扶養の保険証が出ないという形になると思います。保険証自体がもう出ない形です。

会長

皆さんの方からその他について。

無いようでございます。

本日、課せられました協議事項については終了させていただくことになりました。

事務局からもありましたが、よほどの事が無い限り今日が最後の運営協議会になると思います。不慣れで未熟な私が会長職という事で、皆さんにはいろいろとご迷惑をおかけいたしました。

2 年間委員として積極的なご意見をいただき大変ありがとうございました。お礼を申し上げます。

国保の都道府県単位化が実施されて 1 年余りが過ぎたところです。また、昨日の白血病の新薬が保険適用というような報道がされております。今後の医療財政に対する影響ということで大きいものがあるだろうと思います。

国保の運営を取り巻く環境は大きく変わっていくかなと予想されます。より良い国保運営のために、この協議会が各分野の方々から様々なご指導、ご意見をいただける大切な場となっております。引き続き委員に残っていただいて、ご協力をいただきますように私の方から

もお願いをさせていただきます。

大変お世話になりました。

閉会のあいさつとさせていただきます。大変お疲れさまでした。

事務局

会長様本当にありがとうございました。

【令和元年度第1回浜田市国民健康保険運営協議会 14時35分 閉会】